

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 一
- 海岸保全区域の指定(二件) (水産業基盤整備課) 一
- 海岸保全区域の変更(三件) (同) 二
- 漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(四件) (同) 三
- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 四
- 道路の供用開始(二件) (道路課) 四
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 五
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 五

告 示

○宮城県告示第八百二十一号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|---------------|-------|------|-------------------------|---------|
| 令和二年 十二月七日 | 実施年月日 | 実施区域 | 検査受付時間 | 実施の場所 |
| 亘理町 全 域 | | | 午前10時30分から 午後2時30分まで | 佐藤記念体育館 |

ページ

○宮城県告示第八百二十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和二年十月二十日

○宮城県告示第八百二十三号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和二年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|--------|---|-----------|-------------------------|--------------|
| 十二月八日 | 同 | 亘理町 全 域 | 午前10時30分から 午後2時30分まで | 佐藤記念体育館 |
| 十二月十五日 | 同 | 涌谷町 全 域 | 午前10時30分から 午後2時30分まで | くがね創庫さくら館 |
| 十二月十六日 | 同 | 涌谷町 全 域 | 午前10時30分から 午後2時30分まで | くがね創庫さくら館 |
| 十二月二十一 | 同 | 岩沼市 中 央 | 午前10時30分から 午後2時30分まで | 岩沼市旧勤労青少年ホーム |
| 十二月二十二 | 同 | 岩沼市 玉浦・西部 | 午前10時30分から 午後2時30分まで | 岩沼市旧勤労青少年ホーム |

海岸の名称

| 沿岸名 | 漁港名 | 地区 | 指定区域 |
|---------|------|---------|---|
| 三陸南沿 海岸 | 石浜漁港 | 石浜地区 海岸 | 次に掲げるイ点からカ点までを順次結んだ直線及びイ点とカ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 本吉郡南三陸町歌津字石浜一四四番地内の四級基準点 イ点 基点A点から二四五度〇三分五四・九メートルの地点 ロ点 基点A点から一七度〇〇分一一・九メートルの地点 |

| 海岸の名称 | 沿岸名 | 漁港名 | 地区 海岸名 |
|-------|---|------------|-----------|
| | 三陸南沿 岸 | 石浜漁港 海岸 | |
| 指定区域 | <p>次に掲げるイ点からワ点までを順次結んだ直線及びイ点と 基点A点本吉郡南三陸町歌津字石浜九六番地三の四級 基点A点本吉郡南三陸町歌津字石浜九六番地三の四級</p> | | |

○宮城県告示第八百二十四号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 令和二年十月二十日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 海岸の名称 | 沿岸名 | 漁港名 | 地区 海岸名 |
|-------|---|------------|-----------|
| | 三陸南沿 岸 | 石浜漁港 海岸 | |
| 指定区域 | <p>次に掲げるイ点からワ点までを順次結んだ直線及びイ点と 基点A点本吉郡南三陸町歌津字石浜九六番地三の四級 基点A点本吉郡南三陸町歌津字石浜九六番地三の四級</p> | | |

○宮城県告示第八百二十五号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第五十号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和二年十月二十日

| 海岸の名称 | 沿岸名 | 漁港名 | 地区 海岸名 |
|-------|---|------------|-----------|
| | 三陸南沿 岸 | 細浦漁港 海岸 | |
| 指定区域 | <p>次に掲げるイ点からワ点までを順次結んだ直線及びイ点と 基点A点本吉郡南三陸町志津川字細浦三三番二地先の四級 基点A点本吉郡南三陸町志津川字細浦三三番二地先の四級</p> | | |

○宮城県告示第八百二十六号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成十六年宮城県告示第九百六十五号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。
 令和二年十月二十日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 海岸の名称 | 沿岸名 | 漁港名 | 地区 海岸名 |
|-------|---|------------|-----------|
| | 三陸南沿 岸 | 清水漁港 海岸 | |
| 指定区域 | <p>次に掲げるイ点からワ点までを順次結んだ直線及びイ点と 基点A点本吉郡南三陸町志津川字清水浜一七番三の四級 基点A点本吉郡南三陸町志津川字清水浜一七番三の四級</p> | | |

○宮城県告示第八百二十六号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成十六年宮城県告示第九百六十五号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

| | | | | |
|-------|-------|------|------|---------|
| 海岸の名称 | 沿岸名 | 漁港名 | 地区 | 指 定 区 域 |
| | 三陸南沿岸 | 細浦漁港 | 細浦地区 | |
| | 海岸 | 海岸 | 海岸 | |

令和二年十月二十日宮城県告示第八百二十五号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町志津川字細浦地内の細浦漁港海岸保全区域のうち細浦漁港区域に接する区域

○宮城県告示第八百三十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和二年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|-------|-------|------|------|---------|
| 海岸の名称 | 沿岸名 | 漁港名 | 地区 | 指 定 区 域 |
| | 三陸南沿岸 | 清水漁港 | 清水地区 | |
| | 海岸 | 海岸 | 海岸 | |

令和二年十月二十日宮城県告示第八百二十六号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町志津川字清水浜地内の清水漁港海岸保全区域のうち清水漁港区域に接する区域

○宮城県告示第八百三十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和二年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|---------|
| 海岸の名称 | 沿岸名 | 漁港名 | 地区 | 指 定 区 域 |
| | 三陸南沿岸 | 水戸辺漁港 | 水戸辺地区 | |
| | 海岸 | 海岸 | 海岸 | |

令和二年十月二十日宮城県告示第八百二十七号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町水戸辺地区内の水戸辺漁港海岸保全区域のうち水戸辺漁港区域に接する区域

○宮城県告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 伊具郡丸森町字木落八（次の図に示す部分に限る。）、一二、一四、三三の二指定の目的
- 二 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。
字木落一二、一四（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|------|----------------------------------|--------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
| 一般国道 | 三九八号 | 牡鹿郡女川町御前浜御前無番地先から同郡同町御前浜御前無番地先まで | 令和二年十一月四日 午前十一時 |

○宮城県告示第八百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|-------|---|-----------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
| 県道 | 河南米山線 | 石巻市桃生町神取字山畑五七番二地先から 同市桃生町神取字山畑五七番一地先まで | 令和二年 十月三十日 午後三時 |

○宮城県告示第八百三十五号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年十月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十月二十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐藤 靖

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
多賀城市浮島二丁目五十一番一の一部、五十一番五の一部、五十二番一の一部、五十二番二、二百十九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市浮島二丁目五番二十号
蜂谷 啓一

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
富谷市とちの木一丁目二十五番二百三十三、二百三十四、二百三十六
東京都西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社

タクトホーム株式会社